

刈谷市産業立地促進補助金

令和7年4月1日現在

■概要

市内企業の流出防止、新たな企業立地により、雇用の維持拡大、経営基盤の強化を図るため、企業者が市内に自ら使用するための工場等を新増設した場合、又は工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合に、その費用の一部を補助します。

■対象事業者

次のいずれにも該当する企業者（中小企業、中堅企業、みなし大企業、大企業）。

①新増設する工場等（※1）で、操業開始の日から5年間、常用雇用者（※2）を10人以上維持できること。

※1…工場（物流施設、倉庫、事務所等が過半を占めない施設）、研究所

※2…雇用保険法第7条に基づく被保険者

②みなし大企業及び大企業にあっては、過去に同一工場等の同一業種において、本補助金及び刈谷市中小企業投資促進補助金の交付を受けていないこと。

③代表者及び従業員が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

④市が賦課徴収する税金を滞納していないこと。

■対象経費

工場等の新増設又は改修に伴う固定資産（土地を除く、本市の償却資産課税台帳に登録される資産）取得費用の合計額とします。※中古取得は可、リースは不可。

ただし、取得費用の合計額が5,000万円に満たない場合は交付の対象となりません。

■補助金額

補助対象者			補助率（上限額）
中小企業 及び 中堅企業	愛知県新あいち創造産業立地補助金の A タイプに採択の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	20 分の 3（10 億円）
		上記以外の場合	10 分の 1（10 億円）
	上記以外の場合	工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	10 分の 1（ 5 億円）
		上記以外の場合	20 分の 1（ 5 億円）
みなし大企業及び大企業		工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※	25 分の 1（ 5 億円）

※工業系新市街地で用地取得等を伴う場合の工場立地等については、補助率加算にあたり下記の条件を設けています。

- ・一里山地区及び野田町二ツ池地区に限る。
- ・敷地に面する道路の反対側の境界線から9メートルを確保して工場等を新増設する場合に限る。

■対象期間

令和6年4月1日以降に工事を着手し、令和11年3月31日までに工事を完了し、操業が開始できること。

■補助金受給までの流れ

認定申請 ⇒ 認定 ⇒ 工事着手届 ⇒⇒ 工事完了届・操業開始届 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金受領

■申請

申請をご検討の場合は、商工業振興課までご相談ください。

所定の申請書（刈谷市ホームページからダウンロードできます）に必要な事項を記入し、必要添付書類とあわせて工事着手（※3）30日前までに認定申請してください（※4）。

※3…工事着手とは、事業計画における発注を含む最初の契約行為の日です。

※4…認定申請期間中（令和6年4月1日から令和9年3月31日）に認定を受けた後、令和11年3月31日までに別途補助金の交付申請が必要となります。

《お問合せ先 刈谷市役所 商工業振興課 TEL0566-62-1016》